

# 一般社団法人埼玉県青果市場連合会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人埼玉県青果市場連合会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目224番地1に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、埼玉県内青果市場相互の連絡調整、市場経営並びに流通機能の健全なる発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青果市場経営に関する調査研究
- (2) 青果市場相互の連絡調整
- (3) 講習会、研究会及び講演会の開催
- (4) 情報の提供
- (5) 生産者団体との連絡調整
- (6) 共同仕入れ及び共同販売の推進
- (7) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本法人の事業に賛同し、次条の規定により本法人の社員となった者をもつて構成する。

(社員資格)

第6条 本法人の社員となることができるものは、卸売市場法に基づき、農林水産大臣又は埼玉県知事の認定を受けた埼玉県内の青果物卸売市場の卸売人である、個人及び団体とする。

(社員資格の取得)

第7条 本法人の社員となろうとする者は、理事会の別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(社員資格の喪失)

第8条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 当該社員が退社したとき。
- (2) 当該社員が除名されたとき。
- (3) 当該社員が第6条に定める卸売人でなくなったとき。
- (4) 総社員が同意したとき。
- (5) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(退社手続)

第9条 社員は理事会において別に定める退社届の提出により、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 法令又はこの定款、もしくは規約又は社員総会の決議に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を棄損し、又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 故意又は重大な過失により、本法人の信用を失わせる行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(経費の負担義務)

第11条 社員は、本法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 前項の金額、徴収の時期及び徴収の方法その他必要な事項は社員総会でこれを決定する。
- 3 既納付の経費は、返還しないものとする。

(社員名簿)

第12条 本法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は事業年度の終了後 3 か月以内に 1 回開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長又は当該総会において、出席した社員の中から選出された者がこれに当たる。

(定足数)

第 18 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第 19 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第 1 項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第18条及び前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。議長及び出席した理事のうち議長から署名人に指名された2人以上の理事がこれに記名押印しなければならない。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第23条 本法人には次の役員をおく。

(1) 理事 7名以上11名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

4 理事のうち3名以上5名以内を副理事長とする。1名を専務理事とする。

5 前項の専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は社員総会において選任する。理事と監事は相互に兼ねることはできない。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(任期)

第25条 本法人の役員の任期は、次のとおりとする。

(1) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- (2) 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。
- (3) 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 2 理事又は監事は第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、本法人の業務を執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事が次の各号の一に該当する場合には、社員総会における決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

(役員報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。

## 第6章 理事会

(種類及び定数)

第30条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の職務及び権限)

第31条 理事会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
  - (2) 社員総会に付議すべき事項
  - (3) 理事の職務執行の監督
  - (4) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- (招集)

第32条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき、または事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれを行う。

2 理事長が欠けたとき、または事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事が議長となる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。ただし軽微な変更については、この限りではない。

2 やむを得ない事情があり、前項の承認が得られない場合には、その事業年度の開始の日から2か月以内に承認を得るものとする。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

（剩余金の分配）

第 39 条 本法人は剩余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第 41 条 本法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 42 条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

（事務局の設置等）

第 43 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て理事長が任免し、他の職員は理事長が任命する。

- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第44条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本法人の最初の理事長は、飛田 修とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成26年6月23日一部変更  
この規定は平成26年6月23日から適用する。
- 5 平成28年6月24日一部変更  
この規定は平成28年6月24日から適用する。
- 6 令和2年6月16日一部変更  
この規定は令和2年6月16日から適用する。
- 7 令和2年6月16日一部変更  
この規定は令和2年6月21日から適用する。